

賃金引上げ応援 奨励金

県では県内中小企業等の安定的な人材確保・定着を図るため
就労要件を満たす全ての従業員の賃金引上げおよび
誰もが活躍できる職場環境づくりを行う中小企業等を支援します。

1事業者
あたり

最大 **300** 万円

1人につき5～15万円
(パート含む・年齢制限なし)

対象従業員	賃上げ率	支給額 (1人当たり)
常時雇用する従業員(雇用契約が無期 または1年以上であり、フルタイムで 従事する者(短時間勤務正社員を含む))	2.0%以上	50,000円
	4.0%以上	100,000円
	6.0%以上	150,000円
パートタイム労働者(雇用契約が1年以 上であり、週所定労働時間が20時間以上 で従事する者)	4.0%以上	50,000円

※常時雇用する従業員は賃上げ率の平均が4.0%以上であること

賃上げの内容

- 1 引上げ後の賃金を支払った日が
令和8年4月1日以降であること
- 2 所定内賃金^{※1}について、定期昇給
相当分^{※2}を除き、一定の賃上げ率
以上引き上げること

※1 最低賃金の対象となる賃金に限る

※2 通常の業績や評価において昇給する金額

対象事業者

県内に事業所を有し、**常時雇用労働者が
1名以上**の中小企業等(任意団体等を含む)

※中小企業等範囲については、裏面をご確認ください。

申請期限

令和9年 **3月19日** **金** まで

必着

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

申請
方法

1 申請フォームから

https://y-hatarakikata.com/chinage_2026



2 郵送

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3F

賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局(やまぐち働き方改革支援センター内)

※封筒に「賃金引上げ応援奨励金」と記載してください。

申請の流れ

賃上げの実施

01

対象従業員

賃上げ内容

を確認のうえ従業員に支給してください。「働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画」を策定してください。

奨励金の申請

02

申請期限までに申請フォームから必要書類を提出してください。

※申請フォームによる提出が困難な場合は、郵送で受け付けます。※申請書等はホームページよりご確認ください。

賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局 (やまぐち働き方改革支援センター内)

https://y-hatarakikata.com/chinage_2026



奨励金の支給

03

県から「支給決定通知書」が送付されます。事業者の指定する口座に奨励金を支給します。

中小企業等について

「中小企業等」とは、下記に定める者を指します。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
① 製造業、建設業等	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業 (自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業及び 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他の業種	3億円以下	300人以下
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人 農事組合法人、農業法人、財団法人 社団法人、特定非営利活動法人及び 中小企業団体等(任意団体等を含む)	業種分類 ①～⑧ の区分に応じ、 ①～⑧の従業員の 規模以下の者	

その他要件等詳細や提出書類の確認等は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

申請先

※申請フォームによる提出が困難な場合は、郵送で受け付けます。

申請 フォーム

https://y-hatarakikata.com/chinage_2026



郵送

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3F
賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局
(やまぐち働き方改革支援センター内)
※封筒に「賃金引上げ応援奨励金」と記載してください。

お問い合わせ先

賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局 (やまぐち働き方改革支援センター)

受付時間 平日9:00～17:00 定休日 土・日・祝日・年末年始

☎ 083-974-2050

✉ shinsei_yhataraki@joby.jp

※メールでの申請書類の提出は受け付けていません。



ホームページ

<https://y-hatarakikata.com>

やまぐち働き方改革支援センター



この事業は地方創生臨時交付金対象事業です。